

# 教育職員免許状一括申請書類説明

教育職員免許状の取得を希望する方は、次の書類をそろえて申請してください。

【提出書類および記入方法】（記入例や質疑応答集も参照してください）

1 教育職員免許状授与願（第1号様式）
①申請する免許状の <u>学校種、教科ごとに別の用紙に記入</u> してください。 ②手数料として <u>沖縄県収入証紙を3,300円分</u> 、申請用紙の左上の所定の位置に貼り付けてください。 <u>※注意！日本国収入印紙ではありません。</u> ※沖縄県収入証紙は <u>県内の銀行等で購入</u> できます。郵便局、コンビニエンスストアでは購入できません。証紙は <u>過不足なく貼り付けて</u> ください。 ③申請書の右上に <u>学籍番号</u> を記入してください。 ④本籍は都道府県名のみを記入してください。 ⑤氏名は戸籍抄本どおりに正式に記入してください。また、 <u>氏名のふりがなも忘れずに記入</u> してください。 ⑥申請の日付は <u>卒業式の日</u> にしてください。 ⑦申請の日付、生年月日等は <u>和暦（平成、令和など）</u> で記入してください。 ⑧電話番号（日中に確実に連絡が取れる携帯等）は <u>必ず記入</u> してください。 ⑨私印押印は不要です。
2 戸籍抄本
本籍地の市町村役場で <u>令和6年11月以降に発行されたもの</u> を提出してください。 住民票、運転免許証の写しではありませんので注意してください。 ※外国籍の場合は、 <u>住民票</u> を提出して下さい。
3 履歴書（第2号様式）
①免許状の欄には、 <u>取得済みの教育職員免許状の種類等</u> を必ず記入してください。 ※取得済みの <u>全ての免許状の写しを添付</u> してください。 ②学歴の欄には、 <u>小学校から入学、卒業の順に記入</u> してください。（記入例参照） ※転校や大学の転学部、転学科、留学、休学等は記入不要ですが、編入学や科目等履修については必ずご記入下さい。なお、 <u>編入学においては、「〇年次編入」と編入した学年を明記下さい。</u> ③最終卒業学校は「学部、学科、専攻、卒業年月日」まで詳しく記入し、 <u>卒業見込みとは記入せず「卒業」と記入</u> してください。 ④年数の欄には <u>在学年数</u> を記入してください。
4 宣誓書（第3号様式）
日付は <u>卒業式の日</u> にしてください。
5 学力に関する証明書
大学が発行します。
6 取得済み免許状の写し
<u>今回の申請以前に取得した免許状がある場合は</u> 、その写しを全て必ず提出してください。
7 介護等体験証明書（原本） ※小・中学校教諭免許状申請者のみ

※既に小学校、中学校又は特別支援学校教諭の免許状を取得している方は、介護等体験証明書の代わりに取得済の免許状の写しを提出してください。その他、介護等体験免除該当者は、免除事由に該当することを証するものの写しを添付して下さい。

#### 【注意事項 1】

- ① 申請する免許状が2つ以上の場合、授与願（第1号様式）は申請する校種・教科ごとに用意し沖縄県収入証紙もそれぞれの書類にそれぞれの金額分、貼付してください。その他は各1通提出してください。  
※ 特別支援学校教諭免許状の場合は1つの免許状に複数領域を記載することになっているため、領域が複数あっても授与願（第1号様式）は1通になります。
- ② 改姓により、学力に関する証明書や取得済の免許状の写し等に記載されている氏名と、現在の氏名とが異なる場合は、改姓後の戸籍抄本を添付してください。
- ③ 記入の誤りは二重線で消し訂正印を押印した後、余白に正しく書き直してください。
- ④ 提出する書類は番号順に並べ、左上をホッチキスで留めてください（5は除く）。

※ 申請書類に関する質疑等については、大学でとりまとめて県教育委員会に質疑することとしておりますので、各大学の担当者の方へお問い合わせください。直接、県教育委員会にお問い合わせはしないでください。

#### 【注意事項 2】

- ① 一括申請ができない場合は個人申請をしてください。その場合、学力に関する証明書は卒業式以降にしか発行できません。個人申請の場合、3月、4月は免許状授与審査の最繁忙期になり、申請から概ね2ヶ月を要しますので、免許状授与は5月頃になります。  
そのため、教員採用試験に合格して名簿に登載された場合や私立、臨時の教員等に内定している等、令和7年4月から教職員として勤務する可能性のある方は一括申請をしてください。一括申請が可能にも関わらず、途中で一括申請を取り下げることのないよう注意してください。
- ② 一括申請の申請書類等を再利用して個人申請で申請を行う場合は、戸籍抄本の発行年月日に注意し、申請する際に発行後3ヶ月以内のものを添付するようにして下さい。  
一括申請は、令和6年11月1日以降のものを提出することになっていますが、個人申請で同じ戸籍抄本を再利用して添付した場合、申請日から3ヶ月以上前の戸籍抄本では申請を受け付けられず、差し戻しされます。